

不正競争防止法等の一部を改正する法律案 不正競争防止法改正の概要

平成30年4月
経済産業省

不正競争防止法等の一部を改正する法律案【不競法等】の概要

1. 背景

- 第四次産業革命の下、IoTやAIなどの情報技術の革新が進み、企業の競争力は、データやその活用に移り変わりつつある。こうした中、ビッグデータ等と産業とのつながりにより新たな付加価値が創出される産業社会（コネクテッド・インダストリーズ）への対応が、我が国産業の喫緊の課題となっている。
- このため、データを安心・安全に利活用できる事業環境の整備や、知的財産や標準においてビッグデータ等の情報技術に対応した制度の導入が必要である。

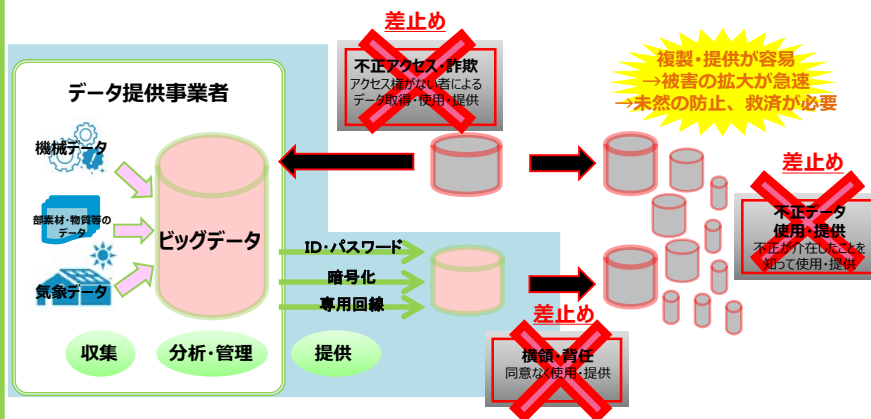
2. 法律の概要

ビッグデータ等のデータの不正取得・使用等に対する差止めの創設、JISの対象へのデータ、サービス等の追加、中小企業の特許料等の一律半減等の措置を講ずる。

3. 措置事項の概要

(1) データの不正取得等に対する差止めの創設等

- ID・パスワード等の管理を施した上で事業として提供されるデータの不正取得・使用等を新たに不正競争行為に位置づけ、これに対する差止請求権等の民事上の救済措置を設ける。【不正競争防止法】



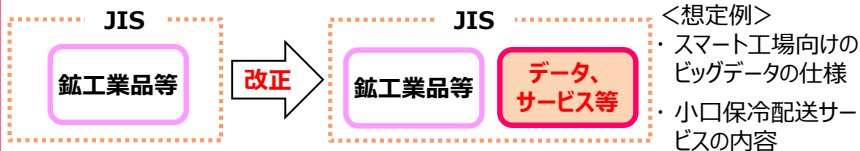
<対象となるデータの例>

- 自動走行車両向けに提供する三次元地図データ
- POSシステムで収集した商品毎の売上データ
- 化学物質等の素材の技術情報を要約したデータ
- 船主、オペレーター、造船所、機器メーカー等の関連企業がそれぞれ収集し、共有している船舶運行データ

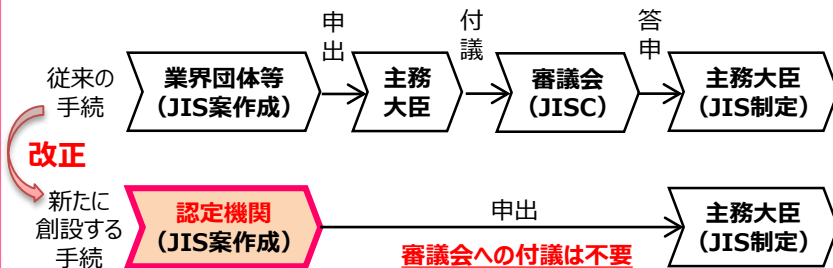
- 暗号等の技術的制限手段の効果を妨げる「プロテクト破り」を可能とする機器の提供等だけでなく、役務の提供等も不正競争行為に追加する。【不正競争防止法】

(2) JISの対象へのデータ、サービス等の追加等

- 標準化の対象にデータ、サービス等を追加し、「日本工業規格(JIS)」を「日本産業規格(JIS)」に、法律名を「産業標準化法」に改める。【工業標準化法】



- JISの制定手続について、専門知識等を有する民間機関を認定し、その機関が作成したJIS案について審議会への付議を不要とする。【工業標準化法】



- 認証を受けずにJISマークの表示を行った法人等に対する罰金刑の上限を1億円に引き上げる(現行は自然人と同額の上限100万円)。【工業標準化法】

(3) 中小企業の特許料等の半減等

- これまで一部の中小企業を対象だった特許料等の半減措置を、全ての中小企業に拡充する。【特許法、国際出願法】

現行	改正後
【対象】 赤字企業、研究開発型企業など 個別法で対象が限定 (制度を利用する中小企業は 全体の1/3程度の利用にとどまる。)	全ての中小企業
【手続】 煩雑 (証明書類の作成・提出)	簡素化 (証明書類不要)
【料金 (国内出願)】 ※10年間権利を維持する平均的なケース 約40万円 (軽減前)	約20万円
【料金 (国際出願)】 ※特許庁及びWIPOに支払う国際出願関連手数料 約20万円 (軽減前)	約10万円

※特許特会を収支相償とするため、全ユーザーを対象に、減収見込み額見合いの料金の引上げを行う予定。

- 書類提出命令に際して、裁判所が証拠書類の必要性を非公開手続（インカメラ）で判断できるようにするとともに、第三者の技術専門家が当該手続に関与できるようにする。【特許法、商標法等】

- 弁理士が、その名称と責務の下で、データの利活用や企業等による規格（JIS等）の案の作成に関して知財の観点から支援する業務を行えるようにする。【弁理士法】

1. 不正競争防止法改正の概要

- 不正競争防止法は、事業者間の適正な競争を促進するため、「不正競争行為」に対する救済措置として、民事措置（差止請求権、損害賠償額の推定等）や刑事措置を定める法律。
- 今般、①データの不正取得・使用等に対する民事措置を創設するとともに、②暗号等のプロテクト技術の効果を妨げる行為に対する規律を強化する。

主な「不正競争行為」

他人の著名な商品等表示の不正使用

例：三菱のスリーダイヤマークの不正使用

他人の商品形態を模倣した商品の提供

例：たまごっちの模倣品の販売

営業秘密の不正取得・使用等

例：設計図・顧客名簿の不正取得

①【新設】データの不正取得・使用等

例：自動走行用地図データの不正取得・使用

②【改正】技術的制限手段の効果を妨げる装置の譲渡等

例：不正E-CASカードの提供

ドメイン名の不正取得

例：「電通」と類似する「dentsu.org」のドメイン名の取得

【改正事項】

① データの不正取得・使用等に対する民事措置の創設【新規】

ID・パスワード等の管理を施した上で提供されるデータの不正取得・使用等を新たに「不正競争行為」に位置づけ、これに対する差止請求権等の民事措置を設ける。

② 技術的制限手段の効果を妨げる行為に対する規律の強化（「不正競争行為」の範囲の拡大）【改正】

<保護の対象の追加>

映像、音等のコンテンツの視聴等

+ データの処理

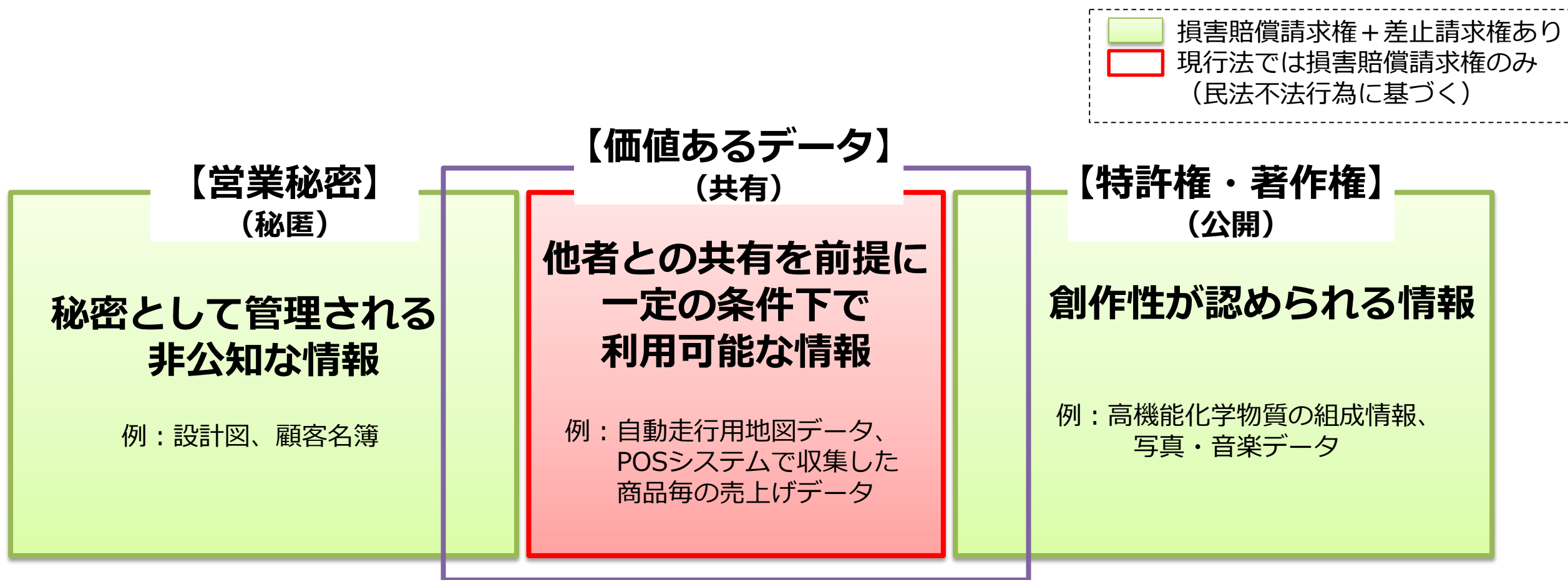
<効果を妨げる行為の追加>

技術的制限手段の効果を妨げる装置の譲渡等

+ サービスの提供等

2. 価値あるデータの流通環境整備に向けた対応の考え方

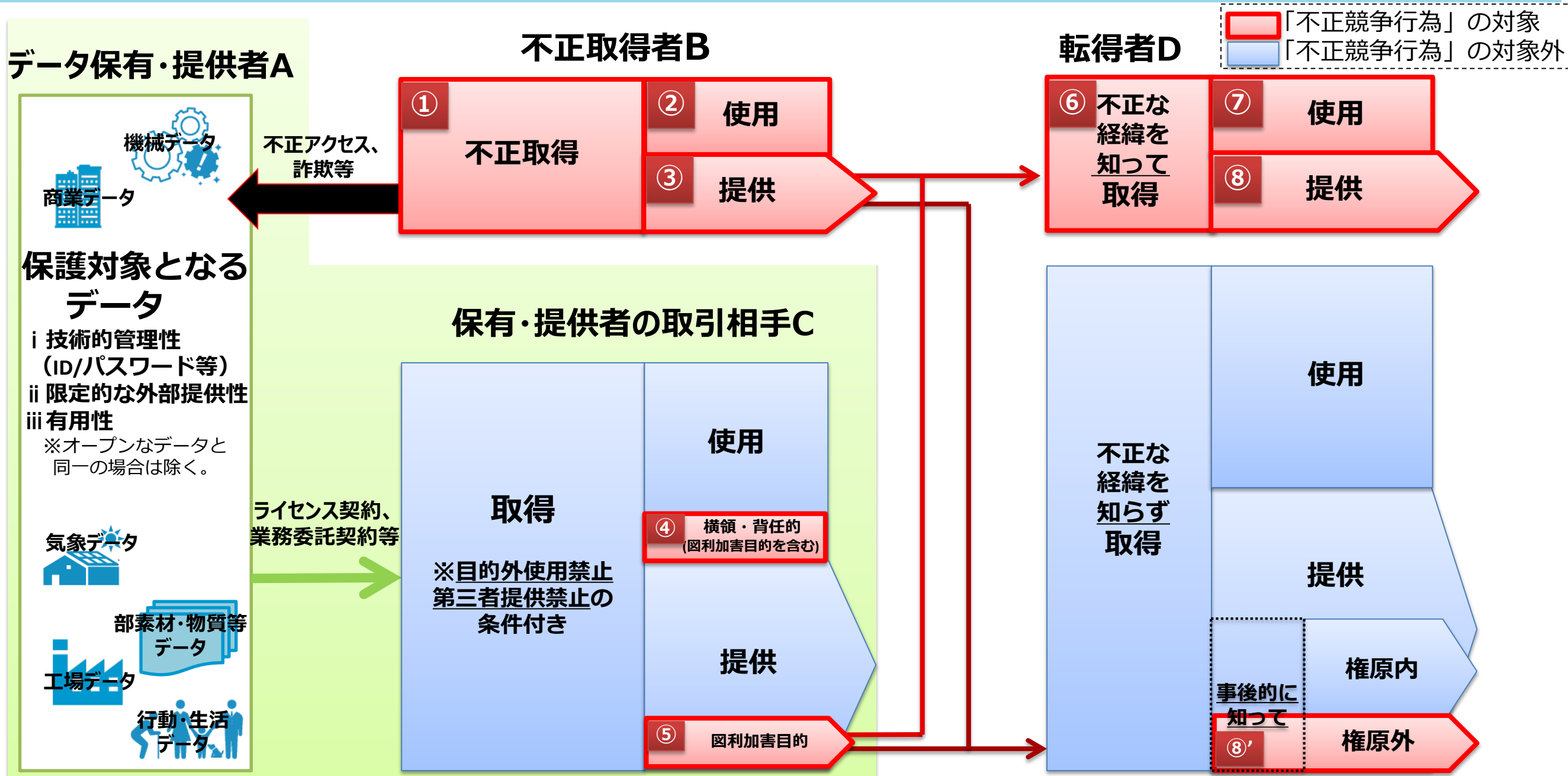
- データは複製・提供が容易。不正な流通が生ずると被害は急速かつ広範囲に拡大するおそれ。
- 価値のあるデータであっても、①特許法・著作権法の対象とはならない、又は、②他者との共有を前提とし「営業秘密」には該当しない場合、その不正流通を差し止めることは困難。



➡ **悪質性の高いデータの不正取得・使用等**を不正競争防止法に基づく「不正競争行為」と位置づけることにより、**救済措置として差止請求権等を設ける。**

3. データの不正取得・使用等に対する差止請求権等の創設

- 契約に基づく自由な取引を前提とし、通常の正当な事業活動を阻害しない範囲で、悪質性の高い、不正取得・使用等への救済措置として、必要最小限の民事措置（差止請求権、損害賠償額の推定等）を導入。



※不正使用行為によって生じた成果物の取扱い

データの不正使用により生じた成果物（物品、AI学習済みプログラム、データベース等）の提供行為は、対象としない。

※「権原」とは、Dが不正な経緯を知る前に、DがBやCと締結した契約等に基づき、提供を許された範囲を指す。

(参考) 産業構造審議会「不正競争防止小委員会」における検討経緯

- 産業構造審議会「営業秘密の保護・活用に関する小委員会」及び「不正競争防止小委員会」において、合計15回の審議を実施。
- 平成30年1月19日に、中間報告を策定・公表。

【委員名簿（敬称略）】

岡村 久道	京都大学大学院 医学研究科 講師、弁護士（委員長）
相澤 英孝	一橋大学大学院 国際企業戦略研究科 教授
池村 治	日本経済団体連合会 知的財産委員会 企画部会委員 味の素株式会社 理事 知的財産部長
大水 眞己	日本知的財産協会 常務理事 富士通株式会社 法務・コンプライアンス・知的財産本部 本部長代理
久貝 卓	日本商工会議所 常務理事
河野 智子	ソニー株式会社 スタガード&パートナーシップ部 著作権政策室 著作権政策担当部長
近藤 健治	トヨタ自動車株式会社 知的財産部長
末吉 亙	潮見坂綜合法律事務所 弁護士
杉村 純子	日本弁理士会 第4次産業革命対応ワーキンググループ 座長 プロメテ国際特許事務所 代表弁理士
田村 善之	北海道大学大学院 法学研究科 教授
長澤 健一	キヤノン株式会社 常務執行役員 知的財産法務本部長
野口 祐子	グーグル合同会社 執行役員 法務部長、弁護士
林 いづみ	桜坂法律事務所 弁護士
春田 雄一	日本労働組合総連合会 経済政策局長
水越 尚子	エンデバー法律事務所 弁護士
宮島 香澄	日本テレビ 報道局解説委員
矢口 俊哉	東京地方裁判所 判事

【検討状況】

- 平成28年12月～平成29年5月

産業構造審議会「営業秘密の保護・活用に関する小委員会」において検討（計6回）。

- 平成29年7月～平成30年1月

産業構造審議会「不正競争防止小委員会」において検討（計9回）を行い、パブリックコメント（平成29年11月24日～12月24日）を経て、平成30年1月19日に中間報告を策定・公表。